

## 奈良工業高等専門学校点検・評価委員会規程

平成 5年4月 1日制定

平成30年3月27日改正

### (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本校の教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価に関する基本方針及び実施基準の策定に関すること。
- 二 点検及び評価の実施に関すること。
- 三 点検及び評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 運営諮問会の企画、立案に関すること。
- 五 学校教育法に定める認証評価機関の実施する評価を受けるために必要な具体的事項の実施及び実施に向け講じる対策に関すること。
- 六 本校の教育における教員の資質と能力の向上を図るため実施するファカルティ・ディベロプメント（以下「FD」という。）の計画立案に関すること。
- 七 FDに関わる調査、研究、指導、啓発に関すること。
- 八 情報公開に係る規定の制定及び改廃に関すること。
- 九 情報公開の実施体制に関すること。
- 十 開示・不開示の判断基準に関すること。
- 十一 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
- 十二 不服申立に関すること。
- 十三 訴訟に関すること。
- 十四 法人文書の管理に関すること。
- 十五 その他情報公開の円滑な実施に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長補佐（総務担当）
  - 二 一般教科及び専門各学科から選出された専任教員各1名
  - 三 総務課長及び学生課長
  - 四 総務課課長補佐（総務担当）、総務課課長補佐（会計担当）及び学生課課長補佐
  - 五 総務係長
- 2 前項第二号に掲げる者は、総務部門を構成する次の各号に掲げる委員会及びセンターに共通する構成員（以下「共通構成員」という。）となる。

- 一 将来計画委員会
- 二 点検・評価委員会
- 三 「システム創成工学」教育プログラム達成評価委員会
- 四 広報センター

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1項第一号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、共通構成員のうちから校長補佐（総務担当）が指名する。ただし、前条第2項第一号、第三号及び第四号に掲げる委員会及びセンターの副委員長又は副センター長として校長補佐（総務担当）が指名した者を除く。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 第3条第1項第二号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課及び学生課で分担して行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会  
が定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校認証評価対応委員会規程（平成17年9月15日制定）、奈良工業高等専門学校FD実施要項（平成15年4月1日制定）及び奈良工業高等専門学校情報公開委員会規程（平成13年4月1日制定）は、廃止する。